

事業所歯科健診の ご案内

公益財団法人 新潟県歯科保健協会

(2021.4.1)

事業所歯科健診料金表

健診の種類	コース	内容	受診の目安	料金	備考
事業所受診型 ・事業所内に健診会場を設営し実施します。 ・事業所内で対象の従業員の健診を実施できるので、受診確認等の管理の負担が少なく済みます。 ・健診会場（スペース）の確保が可能であれば、基本健診と合わせての実施にも対応いたします。	A	歯科医師による歯科健診	20名～	2,530円/人	・歯科健診には概ね2時間の枠をお取りいただきます。 ・当日の受診人数が20名未満の場合、人数に関わらず50,600円申し受けます。
	B	歯科医師による歯科健診 歯科衛生士による保健指導		3,300円/人	
歯科医院受診型 ・地域の指定歯科医院で受診ができます。 ・少人数で実施の場合も、最低料金のご負担がありません。	A	歯科医師による歯科健診	～10名	3,190円/人	・受診いただく歯科医院をご案内いたします。受診日時については、歯科医院と相談し予約をお取りいただきます。 ・歯科医院の予約状況により、複数日程に分けて受診いただく場合がございます。
	B	歯科医師による歯科健診 歯科衛生士による保健指導		4,070円/人	
歯科医院フリーアクセス型 ・県内各地の登録歯科医院（約500カ所）で受診ができます。 ・受診日の他、受診する歯科医院も受診者のご都合に合わせて自由に選択できます。		歯科医師による歯科健診 歯科衛生士による保健指導	50名～	3,000円/人 事務手数料として 基本料金 70,000円 +300円/人	・歯科健診料金 3,000円/人は、歯科医院窓口にご直接お支払いいただきます。 ・基本料金については、事前に設定した健診期間ごとに受診人数をとりまとめ、事業所もしくは組合様あてにご請求いたします。

※料金は全て税込みです。

※お申し込みは、実施ご希望日の3か月前までをお願いいたします。直前のお申し込みはご希望に沿えない場合がございます。

※受診予定者11名以上20名未満の歯科健診実施方法につきましては、[歯科保健協会](#)へご相談ください。

☆「事業所受診型」「歯科医院受診型」では、労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診（歯牙酸蝕症）を合わせて実施できます。追加費用は無料です☆

① 新潟県歯科保健協会へ歯科健診のお申込み

実施希望時期の3か月前までにお申し込みをお願いします。

② 歯科健診実施に向けた打合せ

- ・事業所ご担当者様と、実施日・時間帯や健診設営会場等、詳細について電話またはメールで打合せを行い決定します。
- ・打合せ内容をもとに、健診スタッフ（歯科医師・歯科衛生士等）や器材等を手配いたします。

③ 歯科健診器材の送付・健診準備についてのご案内

- ・事業所様へ「歯科健診器材セット」を送付いたします。健診当日まで保管いただきます。
- ・歯科健診票は事前に受診者に配付、問診事項等ご記入いただきます。
- ・基本的に、当日の健診ご準備は事業所様で行っていただきます。
ご準備の方法について、事前に送付する手順書をもとにお電話にてご説明いたします。

④ 歯科健診の実施

健診開始 30~40分前

- ・事業所様で健診会場の設営、ご準備を行っていただきます。

健診開始・・・開始時刻の10分ほど前に歯科医師が伺います。

- ▶ 歯科医師による歯科健診・・・1名あたり3~5分



- ・むし歯、喪失歯等のチェック
- ・歯周病のチェック
- ・お口の清掃状況のチェック
- ・歯石の付着状況のチェック
- ・歯並びや顎関節、お口の粘膜等のチェック
(・歯牙酸蝕症のチェック)

健診終了

- ・健診器材および歯科健診票を歯科保健協会宛てにご返送いただきます。

⑤ ご請求・健診結果のご報告

- ・健診人数によりご請求金額が確定いたします。
- ・歯科健診結果（受診者全体）を集計グラフにまとめます。受診者用結果のお知らせ票と合わせ、郵送にてご報告いたします。



① 新潟県歯科保健協会へ歯科健診のお申込み

実施希望時期の3か月前までにお申し込みをお願いします。

② 歯科健診実施に向けた打合せ

- ・事業所ご担当者様と、実施日・時間帯や健診設営会場等、詳細について電話またはメールで打合せをし、決定いたします。
- ・打合せ内容をもとに、健診スタッフ（歯科医師・歯科衛生士等）や器材等を手配いたします。

③ 歯科健診票のご送付（1～2週間前）

- ・事前に受診者に配付いただき、問診事項等をご記入ください。

④ 歯科健診の実施

健診開始 30～40分前

- ・事業所へ健診スタッフが伺い、予め設定した部屋に健診会場を設営します。

健診開始

- ▶受付（事業所様よりご協力いただきます。受診者は歯科健診票を持参します。）
- ▶歯科医師による歯科健診・・・1名あたり3～5分



- ・むし歯、喪失歯等のチェック
- ・歯周病のチェック
- ・お口の清掃状況のチェック
- ・歯石の付着状況のチェック
- ・歯並びや顎関節、お口の粘膜等のチェック
（・歯牙酸蝕症のチェック）

- ▶歯科衛生士による個別歯科保健指導・・・1名あたり10～15分



- ・歯科健診結果の説明
- ・むし歯、歯周病の原因と進行についての情報提供
- ・生活習慣へのアドバイス
- ・個人のお口の状況に合わせた歯みがき指導
- ・お口の健康に関するご相談

健診終了

- ・器材の片付け、会場の撤収は健診スタッフで行います。

歯みがきセット
差し上げます！



⑤ ご請求・健診結果のご報告

- ・当日の健診人数によりご請求金額が確定いたします。
- ・受診者の歯科健診結果を集計グラフにまとめ、ご請求と合わせ郵送にてご報告いたします。

① 新潟県歯科保健協会へ歯科健診のお申込み

実施希望時期の3か月前までにお申し込みをお願いします。

② 受診歯科医院の決定

- ・受診いただく歯科医院をご連絡いたします。(歯科医院の調整は2週間程お時間をいただきます。)
- ・歯科健診票を送付いたします。

③ 受診歯科医院へ健診予約

事業所様より指定した受診歯科医院に、歯科健診のご予約をお取りいただきます。

④ 歯科健診の実施

指定した受診歯科医院へ、予約を入れた日時に歯科健診票を持参のうえ受診します。

▶ 歯科医師による歯科健診



- ・むし歯、喪失歯等のチェック
- ・歯周病のチェック
- ・お口の清掃状況のチェック
- ・歯石の付着状況のチェック
- ・歯並びや顎関節、お口の粘膜等のチェック
(・歯牙酸蝕症のチェック)

健診終了

歯科医院でのお支払いはございません。歯科健診票を受取ります。

※受診者の歯科健診票は事業所様で回収・保管願います。

⑤ 歯科健診票のご返送

受診者の歯科健診票を取りまとめ、歯科保健協会へご返送いただきます。

⑥ ご請求・健診結果のご報告

- ・当日の健診人数によりご請求金額が確定いたします。
- ・歯科健診結果(受診者全体)を集計グラフにまとめます。受診者用結果のお知らせ票と合わせ、郵送にてご報告いたします。



① 新潟県歯科保健協会へ歯科健診のお申込み

実施希望時期の3か月前までにお申し込みをお願いします。

② 歯科健診受入れ歯科医院の決定

- 受診いただく歯科医院をご連絡いたします。(歯科医院の調整は概ね1ヶ月程お時間をいただきます。)
- 歯科健診票を送付いたします。

③ 歯科健診受入れ歯科医院へ健診予約

事業所様より受診受入れ歯科医院に直接歯科健診のご予約をお取りいただきます。

④ 歯科健診の実施

歯科健診受入れ歯科医院へ、予約を入れた日時に歯科健診票を持参のうえ受診します。

▶ 歯科医師による歯科健診



- むし歯、喪失歯等のチェック
- 歯周病のチェック
- お口の清掃状況のチェック
- 歯石の付着状況のチェック
- 歯並びや顎関節、お口の粘膜等のチェック
(・歯牙酸蝕症のチェック)

▶ 歯科医師または歯科衛生士による個別歯科保健指導



- 歯科健診結果の説明
- むし歯、歯周病の原因と進行についての情報提供
- 生活習慣へのアドバイス
- 個人のお口の状況に合わせた歯みがき指導
- お口の健康に関するご相談

健診終了

- 歯科医院でのお支払いはございません。歯科健診票を受取ります。
※受診者の歯科健診票は事業所様で回収・保管願います。

歯みがきセット
差し上げます!



⑤ 歯科健診票のご返送

受診者の歯科健診票を取りまとめ、歯科保健協会へご返送いただきます。

⑥ ご請求・健診結果のご報告

- 健診人数によりご請求金額が確定いたします。
- 歯科健診結果(受診者全体)を集計グラフにまとめます。受診者用結果のお知らせ票と合わせ、郵送にてご報告いたします。

※「歯科医院フリーアクセス型」につきましては、受診期間や受診券の準備、健診の管理方法等、お申込者（企業・保険組合）様の規模により、個別に実施に向けたプランをご案内いたします。

事業者のみなさまへ

「歯科特殊健診」実施していますか？

労働安全衛生法第66条に基づき、事業者は労働者に対して健康診断を実施する義務がありますが、特定の有害物質を扱う労働者や有害な作業化で働く労働者に対しては、「**歯科医師による健康診断（歯科特殊健診）**」を行うこととされています。



歯科健診の実施に関連する法規

労働安全衛生法第66条第3項

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

check! 

労働安全衛生法施行令第22条3項

法第66条第3項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

労働安全衛生規則第48条

事業者は、令第22条第3項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇い入れの際、当該業務への配置換えの際および当該業務について後6か月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を受けなければならない。

労働者の健康を管理するため、
法律に基づいた歯科健診の適正な実施をお願いいたします。

歯科特殊健診についてのお申込み、ご相談は・・・

公益財団法人 新潟県歯科保健協会 まで

〒950-0982 新潟市中央区堀之内南 3-8-13 新潟県歯科医師会館内

TEL 025-283-0525 FAX 025-283-4746

Email ndhs@plum.ocn.ne.jp

